

情報通信審議会 情報通信政策部会  
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第1回）議事録

1 日 時 平成20年2月25日（月）18:00～19:30

2 場 所 総務省第1会議室（低層棟1階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、村井 純（主査代理）、伊東 晋、大谷 和子、長田 三紀、  
根岸 哲、村上 輝康、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、濱田 純一、  
藤沢 久美、舟田 正之

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総合通信基盤局長、中田政策統括官、桜井官房総括審議官、  
河内官房審議官、松井官房審議官、武内電気通信事業部長、田中電波部長、  
鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会、本委員会についての説明

【長谷部主査】 定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会第1回会合を開催させていただきます。

本日は皆様、ご多用のところ、ご出席くださいまして、ありがとうございます。この2月15日に開催されました情報通信政策部会におきまして、村上部会長より本委員会の主査として指名を受けました長谷部でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事の進行に入らせていただきます。報道関係の方、恐縮ですが、ご退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

【長谷部主査】 それでは、議事に入らせていただきます。まず、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。本日の資料、全部で8種類、10点でございます。順にご紹介申し上げます。

資料1でございますが、本委員会の設置に関する政策部会決定本文でございます。1枚物でございます。

資料2でございます。本検討委員会の構成員一覧の1枚紙でございます。

資料3でございます。情報通信審議会の議事規則という5枚物の資料でございます。

資料4でございます。本件に関します情報通信審議会への諮問書の写しということで、これは両面印刷でございますが、全部で4枚になっております。

資料5でございます。パワーポイントの横ですけれども、「ICT産業の現状と展望」という資料でございます。両面印刷の8枚物でございます。一番最後が15ページになっているかと存じます。

資料6でございます。こちらもパワーポイントでございますが、「通信・放送法制について」ということで、両面印刷の19枚物、最後が36ページになっている資料でございます。

資料7が3点ございます。まず資料7-1でございます。「情報通信法（仮称）のグランドデザインと検討課題」ということで、本日の講師の一橋大学名誉教授、堀部先生のレジュメでございます。両面で9枚物、最後が17ページになっている資料でございます。

資料7-2、7-3は参考資料でございます。まず7-2が「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書のポイント」という両面印刷4枚物の資料。それから7-3は、その報告書本体。全部で21枚で、最後が37ページになっている資料でございます。

最後が資料8でございます。今後の検討スケジュール（案）ということで、1枚物の資料でございます。

本日の資料は以上でございます。

**【長谷部主査】** 皆様、資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは本日、本委員会は第1回目の会合でございますので、最初に本委員会についての説明を事務局からお願いしたいと存じます。

**【内藤法制企画室長】** 事務局でございます。資料1から資料3をご説明いたします。

最初に資料1をお手元にご用意ください。先ほど申し上げましたように、本検討委員会でございますが、情報通信審議会の情報通信政策部会で設置が決定されてございます。上段やや左側に構成というところがございますが、村上部会長によりまして、資料2にありますようなメンバー構成で指名がなされているということでございます。なお、主査につきましては、これも部会長のほうから長谷部先生が指名されております。

また、これは後ほどでございますが、主査代理につきましては長谷部主査から指名をしていただくということでございます。

資料2は先ほど申し上げたとおり、構成員一覧でございますので、資料3をお手元にご用意ください。審議会の議事規則でございます。いろいろ書いてございますが、ポイントだけ申し上げますと、1枚めくっていただいた9条でございます。こちらは会議の公開を定めてございまして、会議、それからその際の議事録といったようなものについてはすべて公開になるということでございますので、ご留意いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

**【長谷部主査】** ありがとうございます。ただいまご到着早々で申しわけないんですけれども、審議に先立ちまして、事務局をお務めいただきます総務省を代表いたしまして、鈴木総務審

議官より、第1回目ということでごあいさつをちょうだいできればと存じます。よろしく願い申し上げます。

## (2) 挨拶

**【鈴木総務審議官】** 当方からお願いしておきながら遅くなりまして、まことに申しわけございません。

本当にお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。傍聴者の方がこんなに多いというぐらい、皆さん方の関心を集める事項だと思っておりますが、先週、情報通信審議会で私どもの増田大臣が本件を諮問させていただくに当たりまして、ごあいさつさせていただいた中に、2011年の完全デジタル元年を迎えるに当たって、本件は非常に重要な課題であるために審議会に諮問すると、極めて大事な問題ですから、精力的にご審議をいただいて、2009年、来年の12月までに答申をいただきたいということを申し上げております。私どもはその答申を受けて、2010年、平成22年の通常国会へ法案を提出する予定でございますとはっきり言い切っております。

ただ、事務方からいたしますと、来年の12月にいただいた答申を再来年の1月に国会へ提出するというのは事実上無理でございまして、できるだけ早い機会に、全部まとめたの答申ということよりも、整理したところで順次、答申をいただければありがたいと思う次第でございます。今後、審議をしていただくに当たりまして、それぞれの部分、あそこに出ておりました多数の法律のうちからインフラの伝送部分に係るもの、インフラの設備に係るもの、そしてまたサービスに係るもの、そしてまたコンテンツに係るもの、それぞれの法律をすべて分解していただいて、そのうちの共通項目をそれぞれに合わせていただくということになりますので、極めて膨大な作業になると思いますけれども、できるだけ整理をしたところから一部の答申で結構でございますので、お教えいただきたいと思う次第でございます。

本件を諮問するに当たりまして、1年余にわたりまして研究会でずっとご検討いただきました堀部先生ほか皆様方に本当にお世話になりまして、ありがとうございます。ご案内のとおり、あれだけの法律を一遍に直すということになりますと、極めて膨大な作業になると思いますので、お手数かけて恐縮でございますが、精力的な審議をお願いする次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【長谷部主査】** 駆けつけていただいて早々にごあいさつをいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、本日は第1回目の会合ということもございますので、ご出席の委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。恐縮ですが、木村委員から時計回りでということをお願いできますでしょうか。

## (3) 自己紹介

**【木村専門委員】** 東京大学大学院総合文化研究科の木村忠正と申します。情報社会論を専門

にしております。よろしくお願い申し上げます。

【國領専門委員】 慶應大学の國領でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。主としてビジネスモデルとか、そういうような観点から情報通信をいろいろ考えさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

【菅谷専門委員】 慶應大学の菅谷でございます。三田のメディア・コミュニケーション研究所というところにおりまして、主にメディア政策について研究しております。よろしくお願いいたします。

【濱田専門委員】 東京大学の大学院情報学環というところにおります。濱田でございます。私は情報に関する法律、あるいはメディアに関する法律、そういったところを専門にしております。よろしくお願いいたします。

【藤沢専門委員】 ソフィアバンクの藤沢と申します。日ごろ、いろいろなベンチャー、そして中小企業の取材をしながら、こういったITがどのように使われていくか、そしてそれによって生活者、こういった方がどのように変わっていくか、そのような調査、提言をしております。よろしくお願いいたします。

【舟田専門委員】 立教大学の舟田と申します。経済法が専門で、独占禁止法が主たる領域なのですが、通信・放送についても競争原理という点から勉強しております。よろしくお願い致します。

【伊東委員】 東京理科大学の伊東でございます。画像処理、画像符号化を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大谷委員】 日本総合研究所で法務を担当しております大谷と申します。審議会のメンバーとしてはまだ新米なほうで、約1年が過ぎたところでございます。精力的な検討を進めていくということですので、努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【長田委員】 東京地婦連、長田と申します。審議会の委員としても、それからこういう法律には全く素人ではございますが、利用者、消費者ということで発言させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

【根岸委員】 甲南大学の根岸と申します。競争のルールを中心とした経済法をやっております。よろしくお願い致します。

【村上委員】 野村総合研究所の村上でございます。堀部先生が座長の研究会には、出席回数という面では、おそらく私が一番熱心に参加したかと思えます。この検討委員会にも全力を挙げて参画させていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

【岡田専門委員】 国立情報学研究所情報社会相関研究系の岡田と申します。電子マネー、電子商取引について研究しております。よろしくお願いいたします。

#### (4) 主査代理の指名

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

次に、2月25日の情報通信政策部会の決定におきまして、本委員会の主査代理を主査が指名

するという規定がございますので、私のほうから主査代理を村井委員にお願いしたいと存じます。村井委員は遅れておられますが、ご内意は伺っておりますので、ご本人の意に反してということではございません。よろしくお願ひいたしたいと存じます。

それでは、諮問案件の調査・検討に移りたいと存じます。何度も申し上げますが、本日は第1回目の委員会でございますので、今後の調査に向けまして、委員の皆様の参考にしていただくために事務局より諮問の趣旨及びその背景等のご説明をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。

#### (5) 諮問の趣旨及びその背景

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。資料4から6に基づきまして、諮問の内容、それからその背景等についてご説明申し上げます。

最初に資料4をお手元にご用意ください。こちらが諮問書の写しでございます。1枚おめくりいただきまして、諮問第14号という文でございます。内容につきましては、通信・放送の総合的な法体系の在り方でございます。

諮問理由が1にございますが、最初の段落を省略いたしまして、2つ目の段落から簡単にご説明いたします。2010年度のネットワークのブロードバンド化、それから2011年の放送のデジタル化、こういったようなことを背景といたしまして、同一インフラの通信と放送による共用、あるいは放送番組のブロードバンド配信等々の、いわゆる通信・放送の融合あるいは連携といったような形態が一般化してきております。今後、このような融合あるいは連携といったサービスについては一層発展することが期待されており、これに制度的に対応するということが求められてございます。

次の段落の3行目終わりからでございますが、こういったことを踏まえて、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について、情報通信審議会に先日諮問させていただいたということでございます。

3にございますように、答申の希望時期というのは平成21年の12月までということになるだけ早くというような話が先ほど総務審議官からコメントがございましたが、いずれにしましても、答申が得られた際の行政上の措置といたしましては、関連の法案をその翌年、2010年の通常国会に提出するというを想定してございます。

この諮問の背景事情等々につきましては、資料5と6でご説明を申し上げます。資料5をお手元にご用意いただければと存じます。「ICT産業の現状と展望」という資料をデータでお示ししているものでございます。既に構成員の皆様はよくご存じの数字ばかりを並べてしましまして大変恐縮なんです、市場の規模ですとか事業者の推移等々をつらつらとごらんいただければ幸いです。あえて申し上げますと、最後の15ページでございますが、これが一番目新しい数字でございますので、こちらについては簡単にコメント申し上げますと、メディア別広告費の推移ということで、先週でしたか、最新の数字が出てきたものでございます。注目すべきポイントといたしましては、やはりネット広告の数字の伸びということでございます。既に雑誌の広告

収入を超えておりまして、この赤の点線は事務局で勝手に引っ張ってございますので恐縮ですが、単純に予測いたしますと、2010年頃には新聞をも超える、そういったような予測が考えられるということでございます。ある意味、ちょっと極論で恐縮ですけれども、極論いたしますれば、電子メディアというものが従来のプリントメディアを凌駕するといったような時代における制度の在り方というのがこれから議論の課題となってくるかと存じます。

その制度の現状につきましては、ちょっと恐縮ですが、資料6でご説明させていただきたいと思っております。「通信・放送法制について」という横長の資料でございます。まず制度全体の現状を俯瞰しておりますのが2ページでございます。若干耳なれない法律等々もございまして、少しご説明申し上げますと、ちまたでよく通信・放送の法律が9本あると言われておりますのは、上から9本でございます。具体的には有線電気通信法、電波法、下に移りまして電気通信事業法、有線放送電話に関する法律、通称NTT法、さらに下に行きまして有線テレビジョン放送法、放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、最後に電気通信役務利用放送法、以上の9本がよく言われている9本ということでございますが、これ以外に一番下に掲載してありますとおり、いわゆるICT利用環境整備法といったようなものもここには4つ書いてあります。3つないし4つあるということでございます。重要なものについては後ほどもう少しご説明いたしますが、簡単に、今、2ページに基づいてご説明いたしますと、まず、有線のケーブルについて基本的な規律をするのが有線電気通信法という法律でございます。他人のケーブルとは少し距離を離さないよですとか、あるいは電柱にかけるときは地上から1.8メートル以上上にかける。こういったような物理的なことを決めている、約束事を決めているのが有線電気通信法でございます。一方、無線につきましては電波法で規律しております。無線局の免許手続あるいは周波数の配分手続というのをこの法律で定めております。

通信関係でございますが、やはり中心となりますのは電気通信事業法という法律でございます。電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するという、いわゆる電気通信事業の運用の適正かつ合理性を確保するための方策を規定している、規制を行っているという法律でございます。

これ以外で、例えば有線ラジオ、いわゆる有線放送のネットワークを使いまして通信サービスというのが一応できなくもございませぬ。昔はこれでやっておりまして、それを規制しているのが有線放送電話に関する法律という昭和40年代以前の旧式の設備を規制している法律でございます。

それから、こういった事業者のうち、NTT、それからNTT東西、こういうところは特殊会社ということで、日本電信電話株式会社等に関する法律の中でその業務内容について規制がされているところでございます。

一方、放送が下半分でございます。まず右側に、無線により行うものについて放送法で規律しております。一方、有線の場合は、テレビの場合は有線テレビジョン放送法、それから音声その他の場合は有線ラジオ放送法で規律をされている。それから、有線、無線を問わず、自前の設備じゃなくて電気通信事業者のネットワークを使って放送を行う。こういったような場合には電気通信役務利用放送法というもので規律されているということでございます。

法律は4つございますが、番組の内容については真ん中右側の放送法で番組準則等々が定められているという形になっております。残りの3つは放送法の規定を準用しているという形でございます。

最後、利用環境整備法でございますが、全部で4つございます。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、いわゆるプロバイダ責任制限法。それから、広告宣伝メール等々の適正化を定めました、いわゆる特定電子メール法。3つ目でございますが、携帯電話の申し込みの際の本人確認の徹底というのを図るための携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律。それから最後が不正アクセス禁止法でございます。他人のID、パスワードの無断利用、あるいはハッキング防止のための法律、こういったようなものがございます。

1ページおめくりいただきますと、これ以外ということで、通信・放送関係はいろいろ関係する法律がございますが、関係するものの主要なものとしては以下のようなものがあるということでございます。詳細な説明は省略させていただきます。

恐縮ですが、今申し上げた13本の中で特に重要なものを簡単にご説明申し上げます。まず通信関係ということで資料の7ページをお開きください。電気通信事業法でございます。この枠組みでございますが、先ほど申し上げたように電気通信事業者を規律しているわけですが、まずこの事業者、参入時には届出または登録が必要であるということ。退出時には、あらかじめ利用者に対して周知期間を置いた上で事後で届出をするというようなことを定めているということでございます。

それから、以前あったような料金・約款に対する規制というのは現行は原則として自由ということでございますが、いわゆるユニバーサルサービス、今の電話のサービスですとか、あるいは電話の加入者回線であります指定電気通信設備、こういったようなものを用いたサービスについては契約約款の届出義務というのが存在しているということでございます。

下半分に参ります。電気通信事業法の法律の特徴というんでしょうか、これは競争促進の観点から、いわゆる市場支配力に着目した非対称規制ということを取り入れているということでございます。例えば、固定系の通信で占有率が50%、移動系で占有率25%、そういったような設備を持っている人たちというのはほかの事業者さんとの接続についてはより厳しい規制を受ける。こういうような形になっているということでございます。ユニバーサルサービスについては省略いたします。

続いて、放送関係でございます。資料の14ページをお開きください。14ページは放送の規制体系をとりあえずテレビジョン放送の例でご説明するための資料でございます。その例で申し上げますと、事業者は、まず設備を設置する際に、無線の場合、地上放送あるいは衛星放送、こういったような場合は電波法に基づき免許を取ることが必要になります。有線の場合につきましては、有線テレビジョン放送法に基づきまして、施設設置の許可というものを得る必要があるということでございます。設備を整備した上で、実際に業務運営に当たりましては、左側やや上からございます放送法というものに基づきましてさまざまな規制を受けているというのが大

ざっぱな放送関係の規制体系でございます。

放送法の規制につきまして、具体的には15ページをお開きください。現行法制の枠組みということでございます。いろいろ書いてございますが、右上にありますように、まず番組編集の自由というものを保障した上で、例えば番組準則といたしまして、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、といったようなことを規定しているということでございます。これ以外にも番組調和原則ということで、放送番組の相互の調和を図る。あるいは番組基準の策定、海外でいう放送コード的なものでございますが、放送番組の種別及び放送の対象とするものに応じて、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない、こういったようなことが規定されているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この放送法の規制というのは無線の放送以外にも有線の放送についても同様に規制が行われているということでございまして、恐縮ですが、19ページをお開きいただきたいと思います。参考1と書いてございますが、こちら、放送の全体の規制の適用関係をメディアごとに整理したものでございますが、ごらんいただきたいのは左側の真ん中やや下からでございます。番組準則、放送番組審議機関、訂正放送等、番組保存、あまねく普及義務、災害放送、義務再送信、候補者放送。このあたりの番組に関する規律と申しますのは〇×を見ていただいてわかりますとおり、いわゆる直接放送しない受託放送事業者ですとか持株会社、あるいはプラットフォームの有線放送管理事業者、こういったようなものを除きまして、基本的にはあまりメディアの区分に関係なくほぼ一律の規制が適用されているというようなことがおわかりいただけるのではないかと思います。放送関係の法律の内容は以上でございます。

恐縮でございます。基本法の関係で電波法について27ページでご説明申し上げます。27ページ、電波法の関係でございます。右半分はとりあえず忘れていただいて構わないような気はいたしますが、左端の部分がポイントということでございます。電波法で何を定めているのかということでございますが、電波あるいは周波数をどのように使うかという、まず国際的な枠組み、これ自体はITUという国際機関で決めるわけでございますが、それ以降の矢印と点線がかぶさっているところがございますが、2つ目以降、周波数の国内分配の決定、それからそれに基づく無線設備の技術基準、審査基準、それからいわゆる無線局免許の審査、無線局の免許の付与、あとは無線局の運用・監督、最後には廃止、こういったような一連の無線局に関する手続を電波法で規制しているということでございます。

駆け足で恐縮ですが、最後にICTの利用環境整備法についてもご紹介申し上げます。32ページをお開きください。32ページは利用環境整備法の中で、おそらく最も注目されているものかと思っております、プロバイダ責任制限法でございます。これにつきましては、一番上の四角囲いにもございますように、ホームページあるいは電子掲示板におきまして、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害というような、いわゆる特定の人の権利が侵害されるような書き込み、権利侵害情報が書き込まれた場合に、こういった場合にプロバイダあるいは掲示板の管理者といったような人たちがその書き込みを削除しても問題ないかというような基準を明確にしているというこ



とでございます。

具体的に申し上げますと、左下の図の、ちょっと見にくくて恐縮ですが、ほぼ真ん中にまず発信者という図がございます。まずこの発信者から違法情報の書き込みがあります。これに対して、左端に被害者と書いてございますが、被害者からその権利侵害情報を削除してほしいと、こういったような申し出があった場合に、プロバイダが対応を考えなければいけないということになるわけですが、例えば、真ん中下にありますが、他人の権利が侵害されていると信じるに足りる十分な理由があったとき、又は権利を侵害されたと、いわゆる被害者から削除の申し出があったことを発信者側、書き込んだ人でございますが、書き込んだ人に連絡をして、7日以内に反論がない、こういったような場合については、プロバイダがその書き込みを削除しても、発信者に対する責任を負わない。こういったようなことをこの法律で規定しているということでございます。

もう一点、重要なのは、上に戻っていただいて、②でございます。いわゆる匿名での書き込みに対して、被害者はその発信者情報の開示を求めることができる。そういった具体的な権利をこの法律で創設しているというのがプロバイダ責任制限法の内容になってございます。

長くなって恐縮ですが、最後に34ページをお開きください。特定電子メール法でございます。これは簡単に申し上げますと、上の枠囲いの白丸の2つ目でございます。いわゆる迷惑メール対策ということで、特定電子メールであるという、迷惑メールをごらんいただくと、よく未承認広告というような表示が出ているかと思いますが、こういったことの表示義務。それから、一度受信拒否の意思を示した人へのメールをもう一度送る、再送信することを禁止する。それから、迷惑メールの発信者情報を偽って送る。こういったようなことについて禁止するということの規定を行っているということでございます。現在は、この迷惑メール対策の強化のために法改正を検討している。そういったような状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の方々からご質問あるいはご意見などございましたら、ちょうだいいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。皆様、ご専門の方々ばかりですので、さらにご説明ということもこれ以上はないということかもしれません。

村井委員、ご到着早々、申しわけありません。先ほど、主査代理として指名させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

**【村井主査代理】** よろしく申し上げます。遅れて申しわけございません。

**【長谷部主査】** それでしたら、次の項目に移らせていただければと存じますが、本日は昨年12月に報告書を取りまとめました通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の座長を務めていらっしゃいました一橋大学名誉教授、堀部政男先生にお越しいただいております。そこで、堀部先生からこの報告書につきましてご紹介をいただくことといたしたいと存じます。それでは堀部先生、よろしくお願い申し上げます。

(6) 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書

【堀部一橋大学名誉教授】 ご紹介いただきました堀部です。

お手元の資料の7-1、7-2、7-3を適宜ごらんいただきたいと思います。資料7-1を中心に話を進めさせていただきます。

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会で昨年12月6日に最終報告書を取りまとめました。その報告書につきまして、どういう経緯で議論になってきたか、また歴史的に見ると、どういう位置づけになるのか。その報告書の内容に至る、これは私自身がいろいろかかわってきた過程を少し含めまして、報告書の内容といたしますか、概要を紹介して、これからの審議に役立てていただければと思います。

資料7-1の1ページ目の「はじめに」というところは、通信・放送の総合的な法体系に関する研究会最終報告書、その他の資料と書きましたが、これは今日、資料7-2、7-3ということで配っていただいているものです。この研究会でこうした取りまとめをするに至りました直接のきっかけとしますと、まずここでは西暦でいきますと2006年6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」がありまして、そこで「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」ということが決まりました。2006年8月30日に通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の第1回会合が開催されました。それを第1回としまして検討を始めましたけれども、そのすぐ直後の9月1日に「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」におきまして、2010年の通常国会への法案提出を目指すこととされました。これは先ほど鈴木総務審議官からのごあいさつにもありましたように、それを目指して検討が進められてきたわけですし、研究会はその途中のところまでの検討をしたということになります。そういうことで検討を始めまして、2007年、昨年の6月19日に中間取りまとめを出しまして、6月20日から7月20日までパブリックコメントを実施いたしました。関係団体や有識者等から延べ276件の意見が寄せられまして、それらも踏まえ、またその後4回にわたりまして、主要関係事業者・団体等から公開ヒアリングを実施しまして、それをもとに先ほど来申し上げていますように、昨年12月6日に最終取りまとめをし、最終報告書を出しました。

2006年の8月にこういう検討をしていくということで構成員の依頼を受けましたときに、私のこれまでの研究との関係でこういうことかと思ったことを次に書いております。これまで歴史的発展などについて少し検討してきていまして、それとの関係でいきますと、現在は第4期に当たるのではないかと。これは私の仮の時期区分であります、次のように考えてみました。

第1期は、プリントメディア、印刷の出現期で、印刷術というのがもっと古い時期からあったということも指摘されますが、有名なのは1450年頃のグーテンベルグの活版印刷術の発明になります。これが出てきますと、それぞれで法的対応がなされてきてまして、例えばイギリスなどですと、特許とか、あるいは免許制にするというようなことがありました。ライセンシング・アクト（出版免許法）という法律ができて、1688年の名誉革命後によりやくに延長が認められなかったというようなことでライセンシングはなくなりますが、こういう歴史もありました。

第2期としますと、コモンキャリア（通信）の出現期でありまして、1つずつは申しませんが、そこに出てきているようなことで、これに対する法的対応がいろいろとなされておりまして、日本の例を挙げておきました。

第3期がブロードキャスティング（放送）の出現期でありまして、これももう少し以前に放送というのがあったということを言っている方もいますけれども、ここでは1920年からというふうにしてみました。

このように3つの時期に分けてみますと、第3期の最後の方でインターネットの利用が盛んになってきました。これがこれまでの議論やこれからの議論に大きな影響を与えています。日本で1995年あたりからでありまして、これはこれまでの第2期の通信法制、それから第3期の放送法制ということからしますと、むしろ第2期の通信法制で規律をするということになってきました。

第4期としますと、21世紀に入ってからでありまして、通信・放送の融合・連携という言葉も報告書では使っていますが、その時期に日本では情報通信法、今のところ仮称ですが、その提案をしたところなんです。EUの動きもいろいろ検討してきていますけれども、これも1つずつ申し上げませんが、そこに書いたようなディレクティブが昨年採択されるに至っております。

こうした時期区分で第4期においては総合的な法体系が必要になってきているととらえることができるわけではありますが、そこで言われている融合という問題につきましては、1980年前後にアメリカでconvergenceという言葉が出てきてまして、これは一体どのように日本語にするのかというようなことを考えたことがありまして、そういうこととの関連で議論を始めました。これは2006年8月30日の研究会の第1回の会合のときにも当時の有富総務審議官のあいさつの後、私が座長としてあいさつをしたときに、このことにも触れましたが、convergenceというのをどういうふうにとらえたらいいのだろうか。当時、融合と訳してみましたけれども、情報通信関係の学会などで議論していると、融合という状況ではないではないかというような意見も出たりしました。しかし、今日の状況はまさに融合というところに来ていると見てよいのではないかと思います。

これまでも郵政省・総務省におきまして、パソコン通信、インターネット等についていろいろ議論をしております。それにかかわってきたものをそこに挙げてみております。1990年代に入りまして、パソコン通信にかかわる社会的問題が顕在化してまいります。パソコン通信は1987年あたりから商用化されますが、90年代に入ってまいりますと、電子掲示板の書き込みがさまざまな問題を起こしてきます。そういう中でこれにどう対応するのかということを検討するようになりました。それまでの通信、電話に代表されるような1対1の通信とは異なる、電子掲示板でより多くの人に知ってもらおうというものになってきましたので、これを公然性を有する通信、公然性を持つ通信というような言葉で表現してみました。これは刑法175条のわいせつ罪でわいせつ物などを「公然」陳列するというような表現とか、あるいは刑法230条の名誉毀損でも「公然」事実を摘示しというのがありまして、公然という言葉で表現してみたというのがこの研究会でありました。

その後、さまざまな機会にインターネットにかかわる問題について検討してまいりましたが、3ページの中ほどより少し上のあたりのところに、2000年6月から2000年12月にかけて、通信・放送融合時代の情報通信政策の在り方に関する懇談会というのがあります。その構成員の名前等を掲げておきましたけれども、この座長を務めました。当時におきましても、融合の問題については検討いたしました。この懇談会の成果が先ほど内藤室長からも説明がありました、これは4ページになりますが、平成13年、2001年の「電気通信役務利用放送法」の制定、それから、プロバイダ責任制限法と言っています法律も2001年に制定されました。その後もインターネット上の、特に違法・有害情報にどう対応するのかということを検討してきていまして、そういうこととの関連で今回の総合法制に関する研究会でもどのようにするかということについていろいろ議論をしてきたところであります。

4ページの中ほどに「中間取りまとめと最終報告書の主な相違点」とありますが、中間取りまとめは本文だけだと字数も1万8,500字ぐらいなのですが、最終報告書の本文は3万6,000字ぐらいになっていますので、約倍ぐらいになっております。その違いをそこに何点かまとめていますが、特に赤字で書きましたように表現の自由を保障すべきことを明記しました。中間取りまとめでもそのことを当然の前提にはしていたのですが、表現の自由が制約を受けるというような批判が随分あったものですから、最終報告ではそのことを明確に示しました。そういう中で、最終報告をまとめるに当たりまして、検討すればするほど、いろいろな論点がありまして、最終報告書では今後検討するとか、検討すべきであるというような表現を随所で使っています。それを今回、赤字と下線で全部示してみました。約60カ所あります。これから検討していただくのに、この60カ所をぜひ検討して、法律案になる前の答申を出していただくということになるのだらうと思います。

その幾つかのポイントをこれから申し上げていきますが、4ページの下の方に「最終報告書の基本的方向性」というのがあります。これは改めて言うまでもなく、現行の縦割り型の法体系を横割り型、レイヤー型の法体系に転換することを提案しているところでして、そのレイヤーというのはコンテンツ、プラットフォーム、伝送インフラの3層であります。そういう中でコンテンツとしては大きく「公然性を有するもの」と「公然性を有しないもの」に分けました。「報告書のポイント」を見ていただいたほうがわかりやすいのですが、今日の資料7-2の3ページ、「コンテンツに関する法体系の在り方」というところで、左側に公然性を有しないもの、右側に公然性を有するものに分けています。公然性を有するもののほうは「表現の自由」を保障する、公然性を有しないものについては「通信の秘密」を保障する、このあたりは憲法21条1項で表現の自由、2項で検閲の禁止と通信の秘密の保障が定められているところであります。そこで先ほど言いましたようにこれから検討しなくてはならない課題をいろいろ挙げていまして、そのことを今度の審議会で検討していただきたい。そういう期待でもあります。

5ページを見ていただきますと、最終報告書の「はじめに」では通信・放送の総合的な法体系の基本的枠組みの骨子を提示しまして、先ほど言いました「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」で2010年の通常国会への法案提出ということがありますから、今後さらに検討

を深められ、通信・放送の新たな法体系が、広く国民的な合意が得られるものとなることを期待しました。

その「具体的制度設計に向けて」というのは、「おわりに」で、今後は具体的な制度設計に向けて総務省において更なる検討が進められることを期待ということとして、その後、具体的にいろいろ挙げていますが、それは既にご存じのことと思いますし、見ていただければわかるところですけれども、そうしたことで当審議会における検討への期待を述べております。

6 ページで「検討課題例」と書きました。1 としますと「見直しの方向性」ということで赤字で書いた部分、「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」、「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」、これらを新たな通信・放送法制が指向するユビキタスネット社会における基本理念として明確化すべきだということを挙げております。

さらに「レイヤー型法体系への転換及び規律の緩和・集約化」と言うことができる部分がありまして、それがその次のところにまとめてあるところです。

今回の研究会で議論になり、またパブリックコメントなどで出された意見の中にはコンテンツに関する部分がかかなり多く、7 ページ以下のところに「コンテンツに関する法体系の在り方」ということで、ここは報告書の文章をそのまま入れておきました。この中で「報告書のポイント」で見ていただいたほうがいいのですが、3 ページのところですけれども、ここでは公然性を有するもののほうが主として議論になりますので、その公然性を有するものについて言いますと、大きくメディアサービス、これも仮称ですが、それとオープンメディアコンテンツに分けています。このあたりも中間取りまとめでは公然通信という言葉を使ったりしていましたが、ここではどこまでが公然通信なのかということも研究会などでも議論する中でなかなか範囲が確定しにくいところもありますし、ここではとりあえずメディアサービスとオープンメディアコンテンツというように分けました。そのメディアサービスはさらに特別メディアサービスと一般メディアサービスに分けるということで、これも中間取りまとめの段階、それから最終報告でも、今あるメディアはどこに入るのかということも随分質問を受けました。研究会とすると、これをどこに入れるかということまで議論を詰めていませんので、代表的な例とすると、特別メディアサービスについては現在の地上テレビ放送、それから一般メディアサービスの場合にはCS放送というようなことで、例示はそれにとどめておりますが、こういうように分類した場合にどれがどこに入るのかということもこれからの課題になっていきます。

左側のオープンメディアコンテンツのほうですけれども、ここは不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信ということで、これは先ほど来出ておりますプロバイダ責任制限法の定義を持ってきまして、それによりながら、こういう形で範囲を定めてみております。そのオープンメディアコンテンツに関連しまして大きな問題になりますのは「違法な情報」、「有害な情報」でありまして、これについて今後どうしていくのかということが大きな議論になるかと思っております。

一番左側の公然性を有しないものについては私信など特定人間の通信でありまして、これは通信の秘密について従来から議論していることでカバーできる場所でございますので、それについ

てはそういうものだという事を述べるにとどめておきます。特に公然性を有するものは何をメルクマールにして分けていくのかというところが大きな問題になってまいりました。ここでは情報通信ネットワークを流通するコンテンツについてのものでありまして、この外側にプリントメディアがあることは言うまでもありません。そうしますと、これもよく質問として出てまいりましたのが、中間取りまとめでは社会的影響力というのを挙げているけれども、そうするとプリントメディアには社会的影響力はないのか。こういうことで、いろいろ意見を求められました。もちろんそれはあるわけですが、全般的な状況として見ますと、やはり情報通信ネットワークを流通するコンテンツとプリントメディアというのでは異なるところがあるのではないかと。最終報告では特に強い社会的影響力というのを特別な社会的影響力という言葉で表現しまして、メディアサービスとオープンメディアコンテンツも分けています。特別な社会的影響力を有するものと特別な社会的影響力を有しないもの、こういうふうに分けています。

ここはほかの国などでどう議論になっているのか。EUでもどのようにこの基準を考えるのかということで議論があるところでして、これは報告書でも英語を入れておきましたが、9ページにありますように、EUでも a clear impact on, a significant proportion of the general public というように表現しております。そのほか、impact on society という表現を使っているところもEUのディレクティブの案の段階のものにはありまして、社会的影響力というのが他のメディアと区別するメディアサービスのものとして重要な役割を果たしてきているということがあります。11月の初めに内藤室長とEUの関係者と意見交換してまいりまして、そのあたりも議論してまいりましたが、EUとしてもこの社会的影響力ということで考えているということでありまして、この最終報告でも中間取りまとめとは少し違いますが、特別なというのをつけて強調しております。そういうことで分ける基準にしています。

そのほか、プラットフォームとか伝送インフラ等々、いろいろお話ししなくてはならないところもありますし、またその間の関係をどうするかというのも資料7-2のところにもいろいろ出ておりますので省略させていただきますが、17ページの最後のところですが、内藤室長とブリュッセルでヨーロッパアンコミッション、欧州委員会の関係者、欧州議会の議員などいろいろな意見交換するとともに大学関係者とも意見交換してまいりました。そういう中で、ルーバン・カソリック大学のペギー・バルケ教授と意見交換しました。これは中間取りまとめを英訳して持ってきていきまして、そのことを説明したりし、その後もメールのやりとりなどをしましたところ、ここに書きましたKluwer Law Internationalという出版社が出しています“International Encyclopaedia of Laws, Media Law”というルーズリーフの本がありまして、そこに日本についてぜひ執筆してほしいという依頼を受けました。この研究会の英語で情報発信したことがそういうことにもつながっていきますし、これからのこの審議会における検討が国際的な発信にもつながっていくということもありますので、ぜひそういうことを念頭に置きながら審議をしていただければと思います。

ということで、きょうは資料7-1のタイトルも「情報通信法（仮称）のグランドデザイン」としましたが、このグランドデザインという言葉はこの報告書では使っていませんけれども、ま

さにこのグランドデザインを描きましたし、あるいはそれにとどまったということです。先ほど言いましたように検討というのが約60カ所ありますが、その検討課題の幾つかについて簡単に触れました。これからの審議をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。ただいまちょうだいいたしましたご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

大谷委員。

**【大谷委員】** 大谷でございます。ちょっと素朴な質問を2点ほどさせていただきたいと思っているのですが、一つは報告書を拝見して、中間取りまとめと、それから最終報告書、かなり力点の置き方が変わってきているなという感じを受けたんです。それで、多分その違いというのが今回の検討会にも引き継がれている部分だと思いますので、その点についてはじっくり検討させていただく必要があるのかなと思っているんですが、その点で少し理解を深めておきたいのが、プラットフォームが一つでございます。プラットフォームにつきまして、おそらくはっきりとした定義が置かれているものではないと理解しているんです。企業の固有名詞を申し上げるのがいいのかどうかわからないんですけれども、例えば、今話題となっているマイクロソフトさんとか、それからヤフーさんといった具体的な企業が統合されるといったときの影響というのは、このプラットフォームに対する法体系の在り方について、具体的なこれまで検討されてきた中で意識されてきて対応されたのか、それともそもそもこのプラットフォームというものの定義に当てはまらないのかどうかということをお伺ひしたいと思います。

それからあともう一つでございますけれども、やはりこれも多少言葉の定義にわたるのかなと思っているんですが、やはりコンテンツ規制の中で有害情報についてのゾーニング規制という言葉が使われた部分があったかと思ひます。その流れの中でフィルタリングという具体的なお提案が盛り込まれているんですが、ゾーニング規制とフィルタリングというのはどちらかというとき時々対立した形で語られることが多い言葉だと理解しているんですけれども、両立するという前提でご報告にまとめられているのかという点をお聞きできればと思ひております。

**【堀部一橋大学名誉教授】** 第一点目のプラットフォームにつきまして、資料7-3を見ていただくのがよろしいかと思ひます。24ページ以下のところに掲げていまして、基本的な考え方の本文の4行目のところから一応定義としてこれまで言われているようなものを挙げています。何が具体的にここに当たるのかということまでは議論したわけではありませんで、いろいろ考えられると思うのです。実際に研究会でヒアリングしたので言ひますと、グーグルとかミクシィから来ていただいて、ヒアリングをしております。また、経済法の専門家の方にも来ていただいてヒアリングなどをしておりますが、この段階ではまだ一つのレイヤーとしてどういうふう位置づけるのかということはずし明確ではないということになっています。具体的に今言ったようなところでご判断いただければと思ひます。

それから、ゾーニングという言葉はどういうふうにとらえるかですが、もともとがゾーニングは例えば学校の近くでこういうことをしてはならないとか、そのようなものなどもありましたが、

ここではもっといろいろな対応でそれぞれのところで部分的にできるようなものということで、全体に網をかけるというよりは、そういった、それぞれの必要に応じて対応していくというような趣旨で使っています。

フィルタリングというのもどういうふうにとらえていくのか、ブラックリスト方式でいくのか、ホワイトリスト方式でいくのかということでもまたいろいろと違ってくるところもありまして、特にゾーニングとフィルタリングをそれほど明確に関係づけてというところまでは研究会では議論はしておりません。フィルタリングにつきましては、この研究会の最後の段階ぐらいのところでは実際に非常に大きな問題になってきて、総務省でもインターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会というのが別にできまして、そちらで今、検討しております。長田委員もメンバーであるわけです。長谷部主査もそうですが、これはまたこれで非常に大きな議論のあるところとして、ここではそういうことを言葉として挙げて、そういう方法もあるということを行うとどめております。

その点で、もう少し言いますと、今、国会でもこれについては非常に大きな議論になっていまして、私もあさって、国会議員の先生方の集まりに行行って話すことになっていまして、今日お話ししたような情報通信法という体系の中にどういうふうに位置づけるのかという議論なしにフィルタリングのところだけが何か大きく取り上げられて、それを法的に義務づけるかどうか。場合によると法案が出るかもしれないという状況になっているのが果たしていいのかどうか。これも表現の自由等とのかかわりもありますし、そのあたり、これからも議論していかなければならないところだろうと思います。ここではいずれにしましても、情報通信法という2010年に制定されるであろう法律の中でこのことに触れていますが、現実にはその議論がどんどん進んできているという状況にあるということです。

**【長谷部主査】** よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。

村上委員、お願いします。

**【村上委員】** 研究会の報告書は検討するという言葉が結構多かったなという印象は持っていましたが、まさか60カ所もあるということは、今日堀部先生からお聞きしまして、改めて驚きました。研究会では、非常に多様な検討が行われたわけですが、最も基本的、本質的なところとは縦割りに構成されています9つの法律を、レイヤー型に再構成して、できれば1本にすべき、ということを確認に打ち出したことだと思います。それをめぐって、いろいろな議論がこれまで研究会の内外で行われたわけですが、このレイヤー型法体系にという考え方については大きなところでの合意ができつつあると思います。パブコメで反対ということもありましたが、よく読んでみますと、今の状態では詳細が明解でないということで、まずは反対というスタンスで、というようなものが多かったように思っております。

最近、日本経団連が融合法制について報告書を取りまとめられました。もちろん細部でいろいろな違いがあるわけですが、その報告書でも、基本的にレイヤー型の法体系にすべしというところでは同じ方向性で議論をされております。そういう動きや、60カ所も検討するという表現があったということを考え、冒頭、鈴木さんから言及のありました時間の問題も考えますと、



この場で検討を進めていく際には、できるだけ具体的にこの法制度の骨子に当たるものを提示していったって、それをベースに議論をしていくことが非常に重要なのではないかと思います。いろいろ検討の在り方はあると思いますが、古くは15世紀からの流れの上に乗った大きな議論でもある訳ですから、できるだけ具体的に骨子をつくりながら、それを議論していくということが適切ではないかと思います。

**【堀部一橋大学名誉教授】** 村上委員は先ほども言っていましたけど、一番まじめに出ておられたので、今言われたとおりですし、ぜひそういうことで検討していただきたいと思います。この報告書の段階ではとにかくかなり片仮名語を使っていますので、これを立法技術上どういうふうに表示していくのかというのもぜひ考えていただきたいと思います。放送法ではラジオやテレビジョンを片仮名で表記していたり、それから先ほどもメールとか不正アクセスという言葉が出てきましたけれども、メールもアクセスも日本語にしないでそのまま使っているなど例はいろいろありますが、できるだけ大和言葉で表現するとどうなるのかということも大きな課題ではないかと思います。そのあたり、今後どうなるのか、この報告書の取りまとめに当たった者の一人としては非常に大きな関心のあるところです。メディアサービス、オープンメディアコンテンツ、一体どういうふうに表示するのでしょうか。事務局もいろいろお考えだと思うのですが、課題の、先ほど言った60カ所というのはそういう言葉の問題まで入っていませんので、それを加えると、もっとほかの検討課題があると見ております。

**【長谷部主査】** いろいろ課題をご指摘いただいているわけですが、ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊東先生、お願いします。

**【伊東委員】** 今の村上委員のご提案といたしますか、ご意見に賛成したいと思います。本日、堀部先生からご説明をちょうだいいたしましたけれども、法体系の基本的な枠組みについては既に研究会でかなりの議論を重ねてこられたように思います。したがって、その報告書をベースにして具体的な条文とまではさすがに申し上げませんが、その新しい法律のイメージというのをできるだけ速やかに示していただきたいなと思います。

時間のほうも2年足らずしかないということのようでございますので、法律の骨格を早目に提示していただいたほうが多くの方々にとってわかりやすい。特に私のような技術屋はあまり理念のお話ばかり伺っていても、具体的にここどうなるということを見せていただいたほうが理解しやすいと思いますので、そういった具体的な制度設計についての議論を進めていくのが適切ではないかなと考える次第でございます。

そんなふうに進めていけば、憶測とか想像に基づいた、いわれなきご批判というとしかられるかもしれませんが、そういうものも少なくなってきた、議論がよりかみ合って進められるのではないかと考えております。

**【長谷部主査】** 今の、村上委員あるいは伊東委員からのご指摘、これは後ほどお考えいただきますスケジュールの問題にも若干かかわってくることになるのかなと考えておりますが、その点でも、あるいはそのほかの点でご質問、ご意見等いかがでございますでしょうか。

村井委員、お願いします。

【村井主査代理】 今まじめに出ていらっしゃった村上委員というお話がありましたが、私は今日も遅刻してふまじめな村井でございます。先ほど伊東先生のお話でもいわれなきというお話がありましたが、やはりこの話は国際的にかなりインパクトを与え、いろいろな反応が私の耳にも届いてまいりまして、堀部先生が最後におっしゃった、公開してくれと頼まれたということは大変重要なことではないかと思えます。

【堀部一橋大学名誉教授】 公開というか、原稿を出すということです。

【村井主査代理】 そうですね。

【堀部一橋大学名誉教授】 日本のこのような状況についても、含めてです。

【村井主査代理】 今回の議論で、大きな通信と放送の融合の視点での踏み込みの一つはグローバルな空間とドメスティックな空間の関係がある意味で変わってくるということだと思います。この議論は、ホームページでは英語でサマリーは載っているのでしょうか。内藤さん。

【内藤法制企画室長】 載っていないと思います。

【村井主査代理】 載っていない？

【内藤法制企画室長】 英語の概要を関係の方、国際的にメールで発信したことはございますが、ホームページには載っていなかったかと思えます。

【村井主査代理】 堀部先生がそうやってEUに行かれてお話し下さっているということも関係あり、いずれにせよ、そのインタラクションが大変重要なところだと思いますので、ぜひそのあたりのことでわかっていることを伝えていただけると良いと思います。つまり、リアクションだとか、パブリックコメントなどの反応は国際的なものも集められるのではないかと思います。先生のEUのご経験や、その他の諸外国の反応など、今後大変重要な参考となることが得られると思います。そのあたりのことを事務局もまとめていただけるといいかなと思います。ところで、堀部先生がEUに行ったときどういう印象をお持ちになったのでしょうか。

【堀部一橋大学名誉教授】 EUでも日本のこの研究会の報告については、英語で発信したので理解しています。中間取りまとめは英訳して事前に送ったりして、向こうもそれなりに大きな関心を持っています。そのほか、この前、内藤室長がたしかイギリスにも行かれたと伺っていますので。そのあたり、お話ください。いずれにしても今、村井委員が言われるように、もっと国際的に発信していく必要があるし、そういう場を設けて、大いに議論していく必要があると考えています。

【長谷部主査】 内藤室長、何かございましたら。

【内藤法制企画室長】 国際的な反応で、私どもの対応から申し上げますと、EU、それからイギリスのICT政策に携わっている有識者、あるいは政策担当者については情報提供しておりまして、特にイギリスは既に融合問題について日本と同様にシンクタンクを立ち上げているという状況でございます。そのシンクタンクは、先日、公開ヒアリングを行っているわけですが、その中では外国の注目すべき動きとして日本が挙げられるみたいなことをヒアリングのコメントーターが複数発言をしたというところまでは伺っております。

【長谷部主査】 ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは堀部先生、どうもありがとうございました。

それでは最後に、今後の検討スケジュールにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(7) 今後の検討スケジュール、次回会合、閉会

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。資料8をお手元にご用意ください。

今後の検討スケジュール（案）でございます。先ほど、今後の検討についてご提案も複数いただいておりますが、とりあえず紙ベースでご説明申し上げます。

まず本日、第1回会合ということで、通信・放送の融合・連携の現状あるいはこれまでの検討状況について、堀部先生のご講演も含め、ご議論をいただいております。次回は3月で、おそらく中旬頃になろうかと思いますが、今、村井代理からもありましたが、本日の議論ではほとんど触れられてございません法体系に関する諸外国の状況についてご議論をいただければと存じます。それから、これは村上委員からお話ございました。先日、同じような法体系の問題について報告書を公表されております社団法人日本経済団体連合会様から融合・連携に関するヒアリングということでお話を伺うという形にしてはどうかと考えてございます。

4月以降でございますが、その後、月1回程度の会合を開催し、議論を深めた上で、一番下でございます。6月目途に論点を一度整理してみてもというご提案でございます。

事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 ただいまの検討スケジュールについての話ですが、いかがでございましょう。先ほど、政策部会長でもあります村上委員から具体的な制度の姿、骨子なり、イメージなりというものをできるだけ早く提案の形で出してもらえないかという話もありましたし、それにつきまして伊東委員からもサポートがあったわけでございますけれども、そういった形で事務局に、これは具体的な案をお願いすることになるかとも思いますが、そういう形でスケジュールを進めさせていただいてもよろしゅうございますか。

はい。中田統括官。

【中田政策統括官】 事務局の取りまとめをやっているという立場から今の点でございますけれども、確かに検討の論点が非常にたくさんあるということでございます。特に、今、村上委員、伊東委員からお話ございましたように、全体の骨格というものが見えていないんじゃないかという点につきましてはご指摘のとおりだと思っております。その骨格を示すというのは事務的には必ずしも自信のあるところではございませんが、まずたたき台の案でもつくりまして、それでまた委員の先生方にご議論いただいて、またそれをたたいていくという形で進めていくということが必要なかと思っております。

特にレイヤー別に分けたといたしましても、具体的に今の法律の各条で書いてあることが、今度はレイヤー別に直すとどの辺に書くんだらうかということがあります。例えば、伝送のところとコンテンツのところを分けたとすると、今の体系の中で一体的に書かれているものをどこに書

き分けていくか。その関係はどうなんだといったことが見えないということが一番大きい問題なのではないかと思っています。その辺につきましては、次回は、今、内藤室長からもお話しございましたように、3月のテーマは決まっているということでございますので、第3回を目指しまして、そういうたたき台の案をお示ししたいと考えます。

**【長谷部主査】**　そういう力強いお約束もしていただきましたので、ぜひその方向でたたき台の提示に向けて努力をお願いしたいと存じます。

そのほかスケジュール等、ご意見等ございますか。

ないようでしたら、それではこれもちまして、第1回通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会を閉会いたしたいと存じます。第2回につきましては、日時は追って調整の上、ご連絡をさせていただきます。本日は貴重なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以 上